

企画提案の募集に関する公示

令和8年7月27日

四国運輸局 交通政策部 交通企画課長 岡崎 北斗

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名
香川県内のタクシー利用利便性向上に関する調査
- (2) 業務内容 「説明書」による
- (3) 履行期限 令和9年3月19日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、「A」から「D」の等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 四国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) その他請負業務の実施に必要となる措置を適切に遂行できる体制を有していること。

3. 手続等

- (1) 担当部局
〒760-0019 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 4F
四国運輸局 交通政策部 交通企画課
電話 087-802-6725
メールアドレス skt-koutuukikaku★ki.mlit.go.jp
※「★」は「@」に変更願います。
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和8年7月27日（月）から令和8年8月17日（月）まで。
（1）において、書面またはメールにて交付
- (3) 企画提案書の作成及び提出方法
 - ・書類の規格
A4版を基本とする。（一部書類については、A3版も折込みにて可）
 - ・企画提案書に記載すべき事項は、極力具体的に示し、且つ、可能な限り簡素化することとし、「（5）提案書を特定するための評価基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。
 - ・2.（2）の資格要件に適合することを証する書類（写）を添付すること。
 - ・提出期限
令和8年8月17日（月）17時00分
 - ・提出方法
（1）に持参するか又は郵送（書留郵便で期限内必着）すること。
 - ・提出部数 5部
- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

(5) 提案書を特定するための評価基準
別添参照

(6) 提案書の提出に際し、不明な点がある場合の質問

- ・受付方法
書面持参、(1) 担当部局のメールアドレスへ送信。(様式は任意)
- ・受付窓口
(1) 担当部局
- ・受付期間
四国運輸局 HP へ掲載後から提出期限まで
- ・回答方法
回答は、その都度電子メールにて行う。

※ なお、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する内容、評価基準の配点等の質問は受け付けない。

4. 支払条件及び概算予算額

(1) 支払条件

本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に、債権者の取引銀行口座へ契約金額を振込むものとする。

(2) 概算予算額

650万円以下(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに実施部局に到達しなかった提案書は、いかなる理由書をもっても特定されない。
- (4) 提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を特定した場合は、当該提案書を提出した応募者に対しその旨を書面で通知する。提案書を特定しなかった応募者に対して、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知するものとする。
- (7) 特定しなかった提案書は応募者に返却する。なお、返却を希望しない提案者は、その旨提案書を提出する際に申し出ること。
- (8) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (11) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (12) 契約書の作成を必要とする。

企画提案書の評価基準

企画提案書は、次に掲げる事項により評価・特定する。

1. 企画提案書を特定する評価基準

(1) 業務内容の理解度

調査目的、業務内容について十分に理解していること。

(2) 提案内容の優良性

提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。

(3) 提案内容の独創性

独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。

(4) 業務遂行の安定性

実施体制（人員、経験等明記）、実施スケジュール等の業務環境が、請負業務を安定的に遂行できるものであること。

(5) 経費の妥当性

業務内容に見合った適切な経費であること。（「概算見積内訳」を提案書に明記すること。）

(6) 経験及び専門的知識

応募者に業務を遂行するための同種又は類似業務の実績があり、配置予定技術者が必要十分な専門的知識を有すること。

2. 特定方法

(1) 委員が、企画提案書ごとに評価基準各項目について1点から10点までの点数を記入する。

(2) 上記評価基準項目中、(1)、(2)、(6)については、その重要度を考慮し、委員記入の点数を2倍する。

(3) 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、以下の認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、最大5%加点点評価する。

①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし認定企業）

②次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）

③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

(4) 上記(3)の認定を確認するため、提案書に併せ別添様式1にてワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出すること。なお、認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。

(5) 委員の評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。ただし、当該合計を評価を行った委員の人数で除した平均点数が5.4点に満たない場合は採用しない。

(6) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。

3. 契約相手方の特定

採用された企画提案書を応募した者が、契約の相手方として特定される。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定

- プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和3年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】